

別 紙

指摘事項	講じた措置等の内容	所管課等
<p>1 委託料、補助金等について</p> <p>当該年度は佐渡観光交流機構や佐渡文化財団が設立され、民間の力を活用した観光地域づくりや伝統芸能、文化を守り活かす取り組みがスタートした年度である。</p> <p>市はこれらの団体に多額の委託料や補助金を支出しており、その指導、監督責任があることは明白である。しかし、設立初年度という重要性に鑑みても、事業に成果があったのか、検証が適切に行われたのかどうか、甚だ疑問と言わざるを得ない。</p> <p>市はこの他にも様々な形で委託料、補助金及び負担金を支出しているが、何が負担金で何が委託料に当たるのか、算出根拠は何かといった明確なルールが存在していないことは問題である。</p> <p>その基準を厳格化し、その基準に基づいて支出を行い、その支出に対して適切に使われたのかどうかの検証を行う体制を早急に構築することを求める。</p>	<p>(1) 佐渡観光交流機構</p> <p>負担金については、佐渡観光交流機構の規約に明文化することとし、支出科目や金額の明確化を図ります。</p> <p>また、佐渡観光交流機構の実施事業については、毎月第1金曜日に開催する全体会議において進捗管理を行っており、毎月開催の3役会議においても進捗や実績の報告と確認、検証等を行っています。加えて、佐渡地区農山漁村体験推進協議会や各種専門部会においても実施事業に対する意見の聴取や検証を行う体制としています。</p>	<p>観光振興課</p>

指摘事項	講じた措置等の内容	所管課等
	<p>(2)佐渡文化財団</p> <p>補助金及び負担金については、平成30年度～令和2年度までの地方創生交付金に係る地域再生計画【佐渡文化財団を核とした文化芸能資源の活用による経済活性化計画】に沿った事業内容に基づき補助金及び負担金の予算計上を行いました。</p> <p>また、地方創生交付金は佐渡文化財団の設立に向けた準備委員会や財団設立に係る準備資金も該当になることから、佐渡文化財団設立に係る経費や財団設立後の運営資金が無いことから運営・管理に係る必要経費も併せて、負担金として予算計上を行いました。</p> <p>補助金については、事業を進めていくための必要経費として「一般財団法人佐渡文化財団運営費補助金」として予算計上を行いました。</p> <p>平成30年度は、佐渡学センター職員1名で、佐渡文化財団関係の事務処理を行っていたことから、佐渡文化財団の指導及び監督業務について、実施できない状況でした。</p> <p>令和元年度においては、四半期ごとの補助金の進捗状況確認や、検証体制についても佐渡学センターと財団への出向職員を交え検証作業を進めているところです。</p>	<p>社会教育課</p>

指摘事項	講じた措置等の内容	所管課等
<p>2 ガバナンス・内部統制について</p> <p>審査を通して、全体的に事業の検証と総括がなされていないと実感した。それは主要施策の成果説明書に施政方針の柱である地消地産の記述がないことや、結果のみの記述に留まり検証・総括が記載されていないことにも表れている。さらに審査の過程では、担当職員が業務内容を把握していない事例があった。このことは、ひとえに執行部における内部統制が十分に機能していないからである。</p> <p>人事異動については、業務の引き継ぎが確実となるよう計画的に進めるなど、各課ともに業務の継続性が保たれる職員配置を強く望むものである。</p> <p>また、昨年度の決算審査特別委員会をはじめ、議会から再三再四にわたって指摘している事項が全くといっていいほど改善、進捗していないことも誠に遺憾である。当該年度で当初予算が議会から認められなかったことは、佐渡市にとって異例の事態であった。議会からの指摘事項を十分に精査し、改善を図るよう強く求める。</p>	<p>決算主要施策成果説明書への記載については、当初予算編成において施政方針と主要事業との整合性を図るとともに、各事業の検証・総括の記述に努めます。</p> <p>また、職員配置については、業務の継続性が十分に保たれるよう、在籍年数を考慮するとともに、年度内の人事異動を複数回行うなど、一度に多くの職員が異動することのないよう努めます。</p> <p>議会からのご指摘に対する改善につきましては、引き続き、委員会の意見に対する処理状況報告にて、改善した結果についてお示しをしていきたいと考えております。</p>	<p>財政課・総務課</p>

指摘事項	講じた措置等の内容	所管課等
<p>3 危機管理体制について</p> <p>昨年度の決算審査特別委員会の委員会審査報告書で真っ先に指摘をしたことは、大規模断水を契機とした危機管理体制の構築であった。平成31年3月に起きた佐渡汽船ジェットフォイルの衝突事故は、離島である佐渡にとって災害級の海難事故であった。消防本部は直ちに警防本部を立ち上げ、ドクターヘリの手配など救急業務に最善を尽くし、市長部局も負傷者への対応や医療機関への患者の搬送に取り組み、懸命の努力がなされた。</p> <p>一方で想定を超える事態が次々と発生し、負傷者の対応に時間を要したことも事実である。このような事態の中で、市長をトップとする連絡調整本部等を立ち上げるなど、万全を期する危機管理体制が取られなかったことは痛恨の極みである。</p> <p>数十年に一度と言われる災害が頻発する昨今、非常時における行政の対応を明確にし、適切に対応することが求められている。行政としての危機管理意識を一層高め、市長はじめ市職員の緊急時の対応マニュアルの検討を強く求める。</p>	<p>災害対応については、市の地域防災計画に各所属ごとの役割や市の体制を定めています。今後も、引き続き職員を対象とした研修会や災害対応訓練を実施して職員の防災への意識や災害対応能力の向上を図るとともに、災害対応を円滑に行えるよう災害対応マニュアルの不断の見直しを行い、災害に対応できる体制の整備に努めます。</p>	<p>防災管財課</p>
<p>4 時間外勤務について</p> <p>時間外勤務は災害の有無や人事異動等により左右されるものであるが、通常業務において時間外勤務が短縮した事例がひとつもないことは誠に遺憾である。働き方改革に併せて業務の取捨選択を行い、長時間労働を解消することを求める。</p>	<p>時間外勤務の管理については、事前命令を徹底し、時間外勤務管理システムは、時間外勤務命令簿に当月及び当年度の累計時間が表示され、月45時間を超える場合はメッセージが表示される仕組みに改修し、月45時間を超えて命令する場合は、所属長から総務課長へその理由等協議することとしています。</p> <p>長時間労働の解消として、定期的な課内ミーティングの開催を奨励し、常に時間外勤務の実績や年次有給休暇の取得状況、更には、職員相互に事務の偏りが無いかの確認により、事務量を平準化するよう所属長に通知しており、所属長の判断により、必要な課内異動を可能としています。</p> <p>今後も管理職の主体性をもった実質的管理を徹底し、係、課内の連携を図り時間外勤務の削減に努めます。</p>	<p>総務課</p>

指摘事項	講じた措置等の内容	所管課等
<p>5 総務課</p> <p>(1) 職員数及び人員配置について 正規職員の世代別人数では30代が極端に少ない状況にあるなど、年齢構成に懸念がある。また、行財政改革の中で正規職員の数を削減していく計画となっているが、専門性を伴う部署の職員や、有資格業務に携わる専門職員については不足しているので、組織が機能するよう一定数を確保していくこと。</p> <p>(2) 市の広報について 市報における訂正記事の掲載や、CNSテレビの番組打ち切りといった事案が発生した。市が行う広報活動は公平・公正に万全を期し、事前にチェックを行うことが大前提である。佐渡市職員の行動基準及び責務に関する条例第3条に定める行動基準に則り、報道基準の原則を確実に遵守することを求める。</p>	<p>(1) 年齢構成の差の解消のため、専門職の採用については対象年齢を引き上げる対応をしています。 また、住民サービスを低下させないため、職員削減を推進する方針から全職員の年齢バランス及び専門職の再任用による人員も考慮した長期的な採用計画を進め、組織が機能していくよう努めます。</p> <p>(2) 公平・公正な広報により万全を期すよう、令和元年度から原稿の精査を強化しています。今後も条例規則等を遵守しつつ、公平・公正な広報に努めます。</p>	<p>総務課</p>

指摘事項	講じた措置等の内容	所管課等
<p>6 防災管財課</p> <p>(1) 財産管理について 普通財産の活用、管理及び処分並びに借地の解消については、議会から再三にわたり指摘をしているが、一向に改善の気配が見えない。推進計画を早急に定めること。</p> <p>(2) 両津地区の津波避難タワーについて これまでの説明では、新潟県による津波想定が明確になるまで建設計画は延期とのことであった。新潟県の想定が発表された以上、方針を明らかにすべきであったが、審査において計画は未だ白紙との説明であった。早急に方針を明らかにし、議会や市民に説明することを求める。</p> <p>(3) 福祉避難所について 当年度に初めて8か所の指定をし、高齢者等の多い島としては一定の評価ができる。しかし、指定した福祉施設には元々入所者もおり、実際にどの程度が避難可能かという実効性に欠けるものと思料する。福祉避難所をはじめとする避難所等のあり方については、ガイドライン等を参考に実効性のあるものにすべきである。</p>	<p>(1) 譲渡した場所については、利活用に関し相手側にアプローチをしています。また、庁内で利活用を進めるため、所管替えも鋭意進めています。</p> <p>(2) 当初の計画策定時から新たに佐渡海上保安署と両津支所を津波避難ビルに指定しており、当時の状況と変わっている部分もあります。そのため、防災研修会や意見交換会などで住民の意見を聴取しながら検討します。</p> <p>(3) 福祉避難所として協定している特別養護老人ホームは入所者もいますことから、実際に福祉避難所として利用するスペースは会議室、ロビー等の空きスペースとなります。 また、福祉避難所は、1人当たり2㎡のスペースを確保し、1施設当たり介助者を含め10人程度の受入を想定しています。 現在、国のガイドライン等を参考に関係課と協議を行い、運用についてマニュアルの整備を進めています。</p>	<p>防災管財課</p>
<p>7 企画課</p> <p>(1) 合併特例債に係る建設事業5箇年計画基本案について 市民説明会を地区10か所で12回開催したが、結果として計画が宙に浮いたままであり、市民にその後の説明がなされていない。大規模なプロジェクトを立ち上げる場合には、具体的な課題整理や正確な事業設計を行い、全ての担当課が綿密な連携を図る必要があることから、事業を推進させる体制の再考を求める。</p>	<p>(1) 合併特例債に係る建設事業については、今後も引き続き、議会との協議を踏まえ順次進めていくこととし、市民の皆様にも順次周知を考えています。</p>	<p>企画課</p>

指摘事項	講じた措置等の内容	所管課等
<p>(2) 佐渡市地域振興基金について 目的基金は、条例に従い積立、保管、運用及び取崩しが適切に執行され、かつ、その設置目的に沿った事業が適切に遂行されることが法律に厳しく定められている。佐渡市地域振興基金については、管理・所管をする部署・担当課が規則から削除されている。平成29年度末現在高で71億5千90万4千円という多額の基金を管理する所管が不明なままで、平成30年度に6億7千305万9千円が運用されてきたことは、極めて問題である。また、平成30年3月末に基金の活用を大幅に拡大する規則改正を行ったことは、基金発足当初の目的からかけ離れたものと思料する。財政規律を守り、地域からの要望に応える使途とすること。</p>	<p>(2)佐渡市地域振興基金条例施行規則の本文中への所管課明示については今後検討するとともに、運用にあたっては引き続き、目的に沿った健全な運用を図ることとします。</p>	<p>企画課</p>
<p>8 財政課 補助金の適正化について 補助金の適正化に向けた効果・検証は、判定基準を複数項目化し、担当課による合否判定を行っているが、統括する財政課では結果を集計するのみに留まっている。担当課によるセルフチェックだけで終わらせるのではなく、「否」となった項目については改善が図られるよう指導・監督をすること。</p>	<p>補助金等交付規準に「否」となっている項目については、改善されるまで定期的にチェックするよう努めます。</p>	<p>財政課</p>

指摘事項	講じた措置等の内容	所管課等
<p>9 市民生活課</p> <p>(1) 温泉・地域活性化事業について 本事業は、市が温泉活性化協議会や各温泉施設事業者へ高率な補助を行い、集客を図ることで経営の安定を狙ったものであるが、その取り組みの主なものは観光振興的要素が強く、集客につながっているとは言い難い。このことは昨年度の決算審査でも指摘をしているが、全く改善されていない。また、この協議会は、補助金を交付する市自身が事務局となっており不適切である。観光を目的とする事業は佐渡観光交流機構を中心に行うこととし、温泉活性化協議会は島民の健康増進に向けた取り組みを行うなど、抜本的な事業の見直しを再度求める。</p> <p>(2) 看護師の確保について 市内における看護師不足の問題は全国同様に深刻な課題となっており、病院だけに留まらず、子ども若者課の保育事業などにも直結し、影響が多岐に渡るものである。看護学生の進学先に対するUターン促進の取り組みは、県内だけに限らず県外の進学先に対しても積極的に行うよう求める。</p>	<p>(1) 佐渡市温泉活性化協議会の活動内容については、令和2年度当初予算において、島民の健康増進を目的とした利用促進策を中心に行うこととし、島外向けPR事業については、佐渡観光交流機構と連携し、進めることとします。 また、事務局体制については、協議会加入団体と協議を進めていきます。</p> <p>(2) 市内高校生の卒業後の進学調査を参考に、県内の看護師養成学校への進学者が多いことから、県内養成学校への訪問等重点的に取り組んできております。今後、県外進学者についても奨学金貸与者等への働きかけをはじめ市の支援策の周知を図り、成人式の活用などUターン促進への取組をすすめ、人材確保に努めていきたいと考えます。</p>	市民生活課
<p>10 社会福祉課</p> <p>社会福祉法人運営費助成事業について 社会福祉協議会は、安心な暮らしを守る地域福祉の拠点として市の重要な福祉政策の現場を担っているが、この団体との協議が十分でないまま2千万円もの補助金が削減された。不採算であり困難事例を扱う部署を多く抱えるなか、団体の経営が危うくなれば資格所有者の退職や島外への転職も予想される。自主事業と委託事業の精査を行い、団体の使命を全うできるように支援をすること。</p>	<p>令和元年度予算編成においては、社会福祉協議会と事務レベルでの協議を重ねトップ会談も行ってきました。 地域福祉活動の取り組みについて互いに整理・見直しを行い、自主事業と委託事業の精査を進めていきます。</p>	社会福祉課

指摘事項	講じた措置等の内容	所管課等
<p>11 子ども若者課</p> <p>(1) ファミリーサポートセンターについて しまびとジュニア支援事業では、若者相談、子ども家庭相談、発達支援と多岐にわたる支援等を試行錯誤しながら行っていることは評価できる一方で、当初でファミリーサポートセンターを利用者等との協議もなく中止したことは、問題と言わざるを得ない。</p> <p>(2) 医療・介護・福祉の人財育成事業について 保育・教育の質向上と有資格者の配置が求められる中で、保育士資格取得事業の実績が0人であったことは誠に遺憾である。事業の対象者枠を広げるなど、更なる施策の改善に努めること。</p>	<p>(1) 平成29年度の実利用者数が4人(利用回数98回)であり、費用対効果が少ないことから事業を中止しましたが、平成30年6月から市直営で再開することでサービス内容の見直しや利用料の助成、広く周知を行い、平成30年度は実利用者数8人(利用回数124回)、令和元年度(12月末現在)は実利用者数10人(利用回数83回)と利用者が増加しています。</p> <p>(2) 平成30年度の実績は0人でしたが、無資格の臨時職員等に働きかけ、令和元年度は3人の実績見込みです。今後、更に要項等の見直しを行い、人材育成及び確保を推進します。</p>	<p>子ども若者課</p>
<p>12 高齢福祉課</p> <p>(1) 待鶴荘について 待鶴荘の介護保険料不正請求事件は、平成31年2月12日には全ての不正が是正されていたにもかかわらず、特段の理由もなく2月議会の最終日の直前まで議会にこの事件の報告をしなかったことは誠に遺憾である。今後このような重大な事件が発覚した際は、速やかに議会に報告すべきであると強く指摘する。</p> <p>(2) 敬老事業について 歳出削減のために敬老祝品の対象者を100歳のみと縮小させたが、削減額は100万円程度である。対象者の範囲を再検討すべきである。</p>	<p>(1) 所管施設における重大案件については速やかに議会に報告するよう努めます。</p> <p>(2) 平成30年度に事業の見直しを行なったものであり、今後も満100歳のみを対象として事業を継続します。</p>	<p>高齢福祉課</p>

指摘事項	講じた措置等の内容	所管課等
<p>13 環境対策課</p> <p>島民一丸となった環境美化活動推進事業について 本事業は、道路除草と支障木処理といった業者への委託事業が中心となっている。本来の目的が島の清掃を徹底的に行うものなのか、それとも市民が活動に関わることで意識啓発を図るものなのか、それがわかりにくく、島民一丸とは言い難い。今後においては、ゴミ拾いや海岸ゴミ清掃など幅広く取り組むと同時に、市民に広く参加してもらいやすい仕組みを構築し直すべきである。</p>	<p>環境美化活動については、令和元年度の取組を継続して、支所・行政サービスセンターが主体となり、各地区のボランティア清掃を企画して取り組むこととします。</p> <p>また、市民の自主的な取組の促進を図るため、令和2年度当初に前年度における活動実績をはじめ当該年度の清掃活動計画等をパッケージとして市民に周知して、より一層市民の参加・協力が得られるよう取り組んでいきます。</p> <p>なお、市道等の道路除草等業務の外部委託については、観光シーズンやトライアスロン大会等に向けて実施する道路除草等業務に絞り込み取り組むこととします。</p>	<p>環境対策課</p>
<p>14 地域振興課</p> <p>(1) 随意契約・委託のあり方について 大学等と連携した地域活性化実証事業や移住サポートセンター業務委託等における委託の出し方を踏まえ、委託のあり方について精査すること。また、50万円以上であるにもかかわらず随意契約としていることの判断基準が不明瞭である。入札や補助事業とはしない正当な根拠を持つためにも、しっかりと事前に調査をし、事業を行うよう求める。</p> <p>(2) キャリアアップ助成事業について 本事業は、市が独自で補助金を国の制度に上乗せするものであるが、実績としては自社で正規雇用が可能な会社がほとんどであった。社会保険料の負担が困難な中小企業への対応とは言い難い内容となっているため、改善を求める。</p>	<p>(1) 佐渡市財務規則並びに佐渡市随意契約ガイドラインに沿って契約事務を行っています。今後も引き続き精査し行っていきます。</p> <p>(2) 平成30年度の実績において、申請企業数では大企業、中小企業共に3事業所と同じ割合でしたが、申請人数では大企業が23人中20人で割合が87%と高かったため、中小企業を訪問して、国のキャリアアップ助成制度の説明を行い、今後の令和元年度申請意向について把握しました。その結果、令和元年度からは中小企業の割合が増えつつあります。今後も中小事業所への周知を積極的に進めていくとともに、アンケート調査等を実施し実態把握に努めていきます。</p>	<p>地域振興課</p>

指摘事項	講じた措置等の内容	所管課等
<p>15 交通政策課</p> <p>(1) バス通学費の支援について 学生ワイドフリー定期券として月額1万2千円の補助を実施したことは評価をするが、実際には公共交通機関では高校に通学できない学生も存在している。意向調査などを行い、全体として保護者の負担を軽減できる仕組みづくりを図りたい。</p> <p>(2) 乗合タクシーによる社会実験について 金井地区での乗合タクシーは、利用実績が極めて少ないという結果が出た。調査方法や実績を検証し、島内交通の充実に活かされたい。</p>	<p>(1) バス利用者の状況やニーズを踏まえ、運行ダイヤの調整を図るとともに、通学支援として学生ワイドフリー定期券の販売を継続します。</p> <p>(2) 社会実験の結果や国の制度改正の状況も踏まえて、それぞれ地域の実情にあった移動手段を住民や関係機関と検討します。</p>	交通政策課
<p>16 農林水産課</p> <p>(1) 離島漁業再生支援交付金について この交付金は、漁業の活性化にとって重要であるため、積極的に活用するよう取り組むこと。</p> <p>(2) まきストーブ等購入補助金について この補助金を廃止したことは、生物多様性・森林保全管理などをはじめとする市の計画や環境等へのこれまでの取り組みと相容れないものと思料する。自然エネルギー活用の観点から、補助金を復活させるべきである。</p>	<p>(1) 離島漁業再生支援交付金の重要性は認識していますので、有効な活用が図られるよう、市としてもきめ細やかな対応を継続していきたいと考えます。</p> <p>(2) 森林環境譲与税制度が創設され、森林環境の整備等の重要性が見直されている中、まず必要なのは林業関係団体等の体制の強化です。林業者の生産性を向上させ、団体の財務体質を改善することによって、今後増加する森林整備の業務を着実に進めることが可能になると考えています。まき等の購入補助については、その環境が整備された後の施策であると考えていますので早期の復活は考えていません。</p>	農林水産課

指摘事項	講じた措置等の内容	所管課等
<p>18 観光振興課</p> <p>(1) 佐渡観光交流機構について 当年度から発足した佐渡観光交流機構に対し、市は負担金5千965万1千円、業務委託料2億7千721万4千810円、合計3億3千686万5千810円を支出しており、当該団体の収入の74.7%を占めている。結果として、市の委託事業が機構の業務の大半を占めている。市は委託した事業の成果を十分に精査することを求めるとともに、機構が独自の財源確保による設立趣旨に沿った事業運営が図れるよう進めること。</p> <p>(2) 観光振興対策事業について 世界遺産登録を見据えた積極的な取り組みが必要な時期であるにもかかわらず、観光面における連携といった企画・立案や対応・対策が十分になされたとは言い難い。関係機関と連携を図り、積極的に取り組むこと。</p>	<p>(1) 佐渡観光交流機構は、「佐渡の地域全体が儲かるための活動」を進める組織であり、公益的な活動を進めるうえで一定の支援は必要と考えています。上記の活動を進めつつ、独自の財源確保について、旅行事業など、より安定的な収益の確保ができるよう求めていきます。</p> <p>(2) 世界遺産登録を見据えた取組については、「佐渡金銀山」保存・活用行動計画を中心に関係機関や民間団体等と連携しながら進めています。 また現在「歴史的風致維持向上計画」も策定中であり誘客や観光客の受入についても連携しながら進めていきます。</p>	観光振興課
<p>19 建設課</p> <p>(1) 環境美化業務委託について 国道及び県道の除草作業は、市ではなく本来の管理責任者である新潟県が行うべきものであり、新潟県が責任をもって行うよう働きかけること。</p> <p>(2) 街灯管理事業について 当年度に各地域に対しての設置要望を取りまとめ、令和元年度予算で基本的な対応が終わり、今後は設置の必要がないとの認識である。しかし、そもそも当年度における要望のとりまとめが万全であったとは言い難い。通学路など必要な箇所への設置等には、十分に配慮した対応とすべきである。</p>	<p>(1) 新潟県に対し、佐渡市が実施している環境美化による国県道の除草作業の目的や現状を説明し、来年度以降は道路管理者として環境美化の観点からも除草に取り組んでいただくよう要望しました。 また、今後も引き続き協議を進める中で、取組を強化・拡大するよう働きかけていきます。</p> <p>(2) 防犯灯の整備は令和元年度に一定程度の整備を終わらせていただきますが、今後、要望があった場合は現場等を精査する中で検討してまいります。 また、通学路への防犯灯の設置については、当委員会からの意見を踏まえ、教育委員会と協議を行い、各小中学校に要望の照会を依頼しました。その回答を受け要望が上がった場所については、令和元年度予算の範囲で設置できるものと考えております。</p>	建設課

指摘事項	講じた措置等の内容	所管課等
<p>20 議会事務局 議事録作成業務について この業務に多くの時間と労力が割かれ、事務局に本来求められている政策調査などの業務が十分に行われていない実態がある。各会議での議事録作成を円滑にするためのシステム導入等を早急に進めること。</p>	<p>議事録作成業務の効率化とスピードアップのため、既存の議事録作成システムに替わる新たなシステムの導入に向け予算措置を講ずるとともに、事務局に本来求められている調査研究などの業務を充実するよう努めます。</p>	<p>議会事務局</p>
<p>22 農業委員会事務局 農業委員会制度について 法律の改正により、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の中心業務と定義されるなど制度が大きく変わり2年目となったが、中心業務に沿った評価、点検が行われていない。制度の把握などに努めるべきである。</p>	<p>関係法令の改正が毎年の様に行われていますが、その都度、制度の把握などに努めて引き続き対応して参ります。</p>	<p>農業委員会事務局</p>
<p>23 教育総務課・学校教育課 (1) 教育委員会の運営について 学校給食センター業務委託に見られるように、教育委員会で決定すべき議案の事実上の審査が記録を取らない非公式な会合で行われた結果、採決に至るまでの経過が不透明となっている。今後早急に是正し、透明な教育委員会運営を確保すべきである。</p>	<p>(1) 教育現場や市民生活に影響を及ぼす事案については、十分審議する期間を確保しながら、透明性の確保と個人情報保護の両面に配慮して教育委員会を運営します。</p>	<p>教育総務課・学校教育課</p>

指摘事項	講じた措置等の内容	所管課等
<p>(2) いじめ・不登校対策について いじめの件数が増加の一途をたどっている。更には、中学校の不登校生徒が増加し続けている。それぞれの原因を丁寧に検証し、解決のために必要な人員と体制の確保を含め、子どもたちを取り巻く環境を改善するよう早急に対応すべきである。</p> <p>(3) 学校教育振興事業について 小学生が無料で鑑賞できるミュージカル公演は、本来、当初予算で計上すべきものであった。子どもたちの豊かな感性を育み、文化芸術に触れる機会を積極的に確保するよう努めること。</p> <p>(4) コミュニティスクールについて 本事業の推進にあたっては、教員が児童・生徒と向き合う時間を削ることのないような配慮と取り組みが必要である。</p> <p>(5) 教育委員会の活動について 「平成29年度教育委員会の現状に関する調査」との比較では、教育長を除く研修会参加が全国市町村平均4.6回に対して1回、学校訪問回数が18.3回に対して0回、学校以外所管施設等訪問が3回に対して1回、学校以外の施設で職員と意見交換を行った回数が平均31.1%（1～20回以上）に対して0回、保護者や地域住民との意見交換会等が29.1%（1～3回以上）に対して0回、アンケート調査が12.0%に対して0回と、低い水準である。</p> <p>昨年度も指摘をしているが、新制度による教育委員会になり2年目であり、一層の活動が求められているにもかかわらず、従来どおりで何も変わっていないと思料する。必要な予算措置をして市民の声に応える教育委員会の活動となるよう改善すべきである。</p>	<p>(2) 人的支援も含めた体制の在り方について、今後も引き続き検討し、よりよい対応策を工夫していきます。</p> <p>(3) 令和2年度実施に向けて、準備を進めています。</p> <p>(4) 学校の課題を地域とともに解決する仕組みを構築することにより、教職員の多忙化解消にも一定の効果が期待でき、そのことが児童・生徒と向き合う時間の確保に結びつくと考えています。</p> <p>(5) 公の施設の指定管理者指定にあたり、教育委員が対象施設の状況を確認したり、管理者との意見交換を行いました。 今後も、教育委員会所管施設の現場調査や職員との意見交換を計画的に行い、現場や市民の声を教育委員会の運営に活かしていくよう努めます。</p>	<p>教育総務課・学校教育課</p>

指摘事項	講じた措置等の内容	所管課等
<p>24 社会教育課</p> <p>(1) 佐渡文化財団について</p> <p>佐渡文化財団の立ち上げのために設置された設立準備委員会に、市は基準もなしに負担金として1千636万5千円を支出したが、結果として1千124万7千926円を余らせることとなり、その全額を受入金として財団の収入に加えた手法は適切とは言い難い。</p> <p>市は財団に補助金の概算払いをしたが、なぜ全額を概算払いしたのか、更に概算払いということであれば、佐渡市補助金等交付規準では「概算払いの交付割合は80%以内とする」と規定されているにもかかわらず、なぜ100%の交付を行ったのか、疑惑の念が払拭できない。また、財団の委託事業が10件あったが、全て随意契約によるものであり、その根拠に疑念が残る。</p> <p>財団には国の地方創生推進交付金が入っており、交付金の目的に沿った活用が求められるなか、委託事業が何を目的にして行われたのか、成果品がどのように活用されたのかが不明瞭である。いわば予算ありきで、予算を消化するために行われたものと言わざるを得ない。財団は市が立ち上げた団体であり、設立初年度であるからこそ、補助金の支出や使われ方、事業内容の精査など、市が責任をもってチェック管理体制を取るべきであった。</p> <p>結論として、財団のあり方については抜本的に見直しをすること。</p>	<p>(1) 負担金の支出については、「一般財団法人佐渡文化財団設立準備委員会規約」に基づき、一般財団法人佐渡文化財団設立準備委員会（事務局佐渡市）に、文化振興財団設立負担金として、支出しています。</p> <p>文化振興財団設立負担金には、需用費、備品購入費等の設立に係る経費と文化財団設立後の運営費が当初から繰り込まれていたこともあり、設立後の佐渡文化財団へ運営費を支出しておりました。</p> <p>設立準備のための負担金であるなら、文化財団への運営費は、別に負担金を設ける必要があったと考えています。</p> <p>また、概算払いについても、交付基準を基本として、安易に一括交付とすることなく、進捗状況を加味して支払うべきであったと反省しております。</p> <p>令和元年度については、概算払いを50%としており、進捗の状況を確認しながら、概算払いの支払をおこなっていきます。</p> <p>また、チェック管理体制についても、佐渡学センターと財団への出向職員を交え連携を図り、チェック管理の強化に努めます。</p>	<p>社会教育課</p>

指摘事項	講じた措置等の内容	所管課等
<p>(2) 図書館、図書室の運営について 職員総数34名中、正規職員が3名のみであることは他の離島と比べても圧倒的に不足している。正規職員にしかできない業務は多く、この不均衡は早急に解消すべき問題である。</p> <p>(3) 佐渡市スポーツ協会の決算書類について 市スポーツ協会の運営費の決算は、市の補助金が適正に支出されているのか判別できない様式となっている。また、選手育成強化助成金の確定報告は、複数箇所において数字の確認が不明瞭であった。このことは、自ら執行している予算について担当課自身が把握していないと思料せざるを得ない。このような事態を見逃さないよう緊張感を持って業務に当たることを求める。</p>	<p>(2) 市の最上位計画における行財政運営の視点に立ち、今後の図書館整備のあり方も踏まえながら、組織体制とともに今後検討すべき課題であると考えています。</p> <p>(3) 慎重に業務に取り組むよう指示しており、また、市としてもチェック体制を構築する必要があると考えています。</p>	<p>社会教育課</p>